

令和8年度 第1回 南箕輪村地域公共交通会議
南箕輪村地域公共交通協議会 次第

日時：令和8年6月23日（火）

午前 10時から

場所：役場2階 講堂

委 嘱

1 開 会

2 規約の改正について

3 会長選任及び副会長・監事指名

4 協議事項

（1）令和7年度の事業実施状況について（資料1～資料6）

- ・まっくんバス
- ・伊那本線
- ・西箕輪線
- ・ぐるっとタクシー
- ・南箕輪村地域公共交通協議会 令和7年度事業報告及び決算報告

（2）令和8年4月より運行を見直したまっくんバスについて（資料7～資料9）

（3）令和8年度の事業計画等について（資料10、11）

（4）その他

- ・高遠線について

5 その他

6 閉 会

南箕輪村地域公共交通会議 委員名簿

(委嘱期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

	所属	職名	委員氏名	選出区分	備考
	南箕輪村	副村長	田中 俊彦	村長が指名する者	
	伊那バス株式会社	代表取締役社長	藤澤 洋二	一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体	
	ジェイアールバス関東株式会社 伊那支店	支店長	田畑 隆治		
	有限会社白川タクシー	代表取締役	白川 光朗		
	伊那バス労働組合	自動車対策部長	服部 雅明	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	
	村区長会	大芝区長	倉澤 喜代人	住民又は利用者の代表者	
	南箕輪村議会	—	百瀬 輝和		
	—	—	藤松 保永		
	北陸信越運輸局長 野運輸支局	首席運輸企画専門官	塩原 隆太郎	北陸信越運輸局長又はその指名する者	
	伊那建設事務所	維持管理課長	丸山 真	道路管理者、長野県警察、その他交通会議が必要と認める者	
	伊那警察署	交通課 交通係長	竹澤 隆幸		
	南箕輪村	福祉課長	山崎 一		
	南箕輪村 社会福祉協議会	事務局長	城取 晴美		

事務局	所属	職名	氏名		
	地域づくり推進課	課長	武島 亮子		
		係長	北原 康裕		
		主事	小澤 颯人		

南箕輪村地域公共交通協議会 委員名簿

(委嘱期間：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

	所属	職名	委員氏名	選出区分	備考
	南箕輪村	副村長	田中 俊彦	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	
	伊那バス株式会社	代表取締役社長	藤澤 洋二	公共交通事業者等	
	ジェイアールバス 関東株式会社 伊那支店	支店長	田畑 隆治		
	有限会社白川タクシー	代表取締役	白川 光朗		
	伊那バス労働組合	自動車対策部長	服部 雅明		
	村区長会	大芝区長	倉澤 喜代人	住民又は利用者の代表者	
	南箕輪村議会	—	百瀬 輝和		
	—	—	藤松 保永		
	北陸信越運輸局長 野運輸支局	首席運輸 企画専門官	渡邊 徳之	道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者	
	伊那建設事務所	維持管理課長	丸山 真		
	伊那警察署	交通課 交通係長	竹澤 隆幸	公安委員会	
	南箕輪村	福祉課長	山崎 一	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体	
	南箕輪村 社会福祉協議会	事務局長	城取 晴美	学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	

事務局	所属	職名	氏名		
	地域づくり推進課	課長	武島 亮子		
		係長	北原 康裕		
		主事	小澤 颯人		

南箕輪村地域公共交通会議設置要綱を次のように定め、平成20年10月9日から施行する。

(趣旨)

第1条 地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、南箕輪村地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 村長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 住民又は利用者の代表者
- (5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、長野県警察、その他交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任させることができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、村長を充て、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者に交通会議への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 交通会議は、原則として公開とする。

(書面開催)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議事の概要を記載した書面により委員の意見を聴取し、又は賛否を問い、交通会議の開催に代えることができる。

- (1) 緊急の必要があり交通会議の会議を招集する暇がない場合
- (2) 災害その他やむを得ない理由により交通会議の会議を招集することができない場合
- (3) 交通会議で協議が調った事項に係る軽微な変更その他会長が軽微と認める事項を協議する場合

2 前項の場合における交通会議の議事については、前条第4項の規定を準用する。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃、料金等について協議及び決定を行うため、交通会議に運賃協議分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2 分科会は、次に掲げるものを構成員とする。

- (1) 村長
- (2) 運賃、料金等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 住民又は利用者の代表者
- (4) 北陸信越運輸局長又はその指名する者

3 分科会には分科会長を置き、村長を充てる。

4 分科会の運営については、第6条第1項から第4項までの規定を準用する。この場合において、「交通会議」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

5 分科会の決定事項は、交通会議に報告するものとする。

6 分科会は、協議する事案が軽微な場合にあつては、開催しないことができる。

(幹事)

第10条 交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、交通会議で選任する。

(庶務)

第11条 交通会議の庶務は、地域づくり推進課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

前 文(平成28年3月17日告示第22号抄)

平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和7年8月12日告示第55号)

この告示は、令和7年8月12日から施行する。

南箕輪村地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第2条（略） （交通会議の委員） 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。 (1) 村長又はその指名する者 (2)～(6) （略） （会長及び副会長） 第5条 （略） 2 会長は、<u>互選により選出し</u>、副会長は、会長が指名する。 3・4 （略） （分科会） 第9条 （略） 2 分科会は、次に掲げるものを構成員とする。 (1) 村長又はその指名する者 (2)～(4) （略） 3 分科会には分科会長を置き、<u>委員の互選により選出する</u>。 4～6 （略） 第10条～第12条（略） 附 則 この告示は、令和8年4月1日より施行する。	第1条～第2条（略） （交通会議の委員） 第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。 (1) 村長_____ (2)～(6) （略） （会長及び副会長） 第5条 （略） 2 会長は、<u>村長を充て</u>、副会長は、会長が指名する。 3・4 （略） （分科会） 第9条 （略） 2 分科会は、次に掲げるものを構成員とする。 (1) 村長_____ (2)～(4) （略） 3 分科会には分科会長を置き、<u>村長を充てる</u>。 4～6 （略） 第10条～第12条（略）

南箕輪村地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、南箕輪村地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、南箕輪村4825番地1南箕輪村役場内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 法第5条の規定による地域公共交通計画、法第27条の16の規定による地域公共交通利便増進計画及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか)第3条第2項の規定に基づく計画の作成、変更、実施及び連絡調整
- (2) 前1項に関連した道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、その者又はその団体、機関等から選出された者を協議会の委員とする。

- (1) 南箕輪村長(以下「村長」という。)
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (4) 住民又は利用者の代表者
 - (5) 北陸信越運輸局長又はその指名する者
 - (6) 道路管理者、長野県警察、その他協議会が必要と認める者
- 2 協議会に、専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、村長とし、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が任命する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、設立時の委員の任期は、令和6年3月31日までとする。

2 委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会議及び運営等)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合、又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面審議により議事を決することができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

6 協議会が決定した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、南箕輪村負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2 協議会の収支予算は協議会の議決により定め、協議会の収支決算は監事の監査を経て協議会の承認を得なければならない。

(協議会の解散)

第10条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第11条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、南箕輪村地域づくり推進課内に置く。
- 3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は、会長が命じた者を充てる。

(委任)

第 13 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和 5 年 4 月 20 日から施行する。

南箕輪村地域公共交通協議会規約新旧対照表

改正後	改正前
第1条～第3条（略） （組織） 第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、その者またはその団体、機関等から選出されたものを協議会の委員とする。 (1) 南箕輪村長又は<u>その指名する者</u> (2)～(6) （略） （役員） 第5条 （略） 2 会長は、<u>互選により選出し</u>、協議会を代表する。 3・4・5 （略） 第6条～第13条（略） 附 則 （施行期日） 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。	第1条～第3条（略） （組織） 第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、その者またはその団体、機関等から選出されたものを協議会の委員とする。 (1) 南箕輪村長（以下「村長」という。） (2)～(6) （略） （役員） 第5条 （略） 2 会長は、<u>村長とし</u>、協議会を代表する。 3・4・5 （略） 第6条～第13条（略）

南箕輪村巡回バス「まっくんバス」について

1 南箕輪村巡回バス「まっくんバス」の概要

自家用車等の普及によりバスの利用者は減少し、村内の民間バス路線は廃止、縮小の一途をたどっている状況下において、高齢者をはじめ自分で車を運転できない方たちにとってバスは生活のために欠くことのできない交通手段であり、多くの方の生活の足となるため誰でも乗ることができる村内巡回バスを運行してきました。

(1) 運行開始 平成 15 年(2003 年) 4 月 (当初 1 台で運行、平成 23 年 10 月から 2 台で運行)

(2) 運行系統 別添(まっくんバス時刻表)のとおり

(3) 利用対象者 誰でも利用可

(4) 路線

- ・ 4 コース (18 巡回)
- ・ 北コース 及び 東コース (5 巡回)、南コース 及び 南原沢尻コース (4 巡回)

(5) 運行

土、日、祝祭日及び年末年始(12 月 30 日～1 月 3 日)を除く毎日

(6) 運賃

・ 大人 200 円、小学生・障がい者・免許自主返納者 100 円

・ 小学校就学前及び 75 歳以上の高齢者※は無料

※高齢者については平成 30 年 4 月から無料化

○回数券

・ 大人 200 円 1 冊 (10 枚綴り大芝高原温泉入浴券付き) 2,000 円

・ 小学生・障がい者 1 冊 (10 枚綴り味工房ジェラート券付き) 1,000 円

○定期券

・ 1 か月 6,000 円 (小学生・障がい者は 3,000 円)

・ 3 か月 18,000 円 (〃 9,000 円)

・ 6 か月 36,000 円 (〃 18,000 円)

(7) 運行方式

・ 道路運送法第 4 条による乗合旅客運送 (通常の一般乗合旅客運送事業)

・ 南箕輪村から伊那バス (株) に運行委託

・ 運賃については道路運送法第 9 条及び同法施行規則第 9 条の規定に基づき届け出た運賃に設定 (地域公共交通会議で合意を経た協議運賃)

(8) その他

「まっくんバス」の名称と車体のデザイン、ロゴマークは、平成 11 年度の南箕輪中学校 2 年 3 組の皆さんが村に寄せてくれた案を取り入れて決定。

2 「まっくんバス」のこれまでの改正等の経緯

(1) 運行体制の基本的な考え方

○誰でも乗ることができる

高齢者、障がい者等の一般的に交通弱者といわれる方々だけではなく、自分で車を運転しない等、全ての人を利用対象とします。

○移動目的とする施設

各地区から村役場、大芝の湯、伊那中央病院、商業施設へ移動できることを目的とします。朝夕の便ずつは伊那支援学校への通学（支援学校前バス停の到着時間、駅での乗り継ぎ）に対応します。

(2) 改正等の検討経緯

利用者の利便性や安全性を向上させるため、継続的にルートの見直し等の検討を行っています。

これまで、平成 15 年の運行開始以来、平成 16 年、平成 21 年の見直しを経て、平成 23 年 10 月にバス 2 台体制とする全面改正を行いました。その後も利用状況、利用者の意見の聴取などをふまえて、随時バス停の新設など一部見直しを行っています。

また、平成 15 年度当初に導入した車両について、走行距離が長くなり故障等も多くなっていたことから、平成 31 年 3 月に新車両に更新しました。

(3) 最近の主な改正

【平成 30 年 4 月】

①バス停の移設及びそれに伴うルートの一部変更

原胃腸科外科医院前バス停の廃止、大和泉神社前バス停の新設

②減便

利用者が少ない最終便（南コース 5 便、南原・沢尻コース 5 便）を減便

③高齢者（75 歳以上）の運賃の無料化

【平成 31 年 4 月】

①バス停の新設 大泉東バス停

【令和 2 年 4 月】 変更なし

【令和 3 年 4 月】 変更なし

【令和 4 年 4 月】 変更なし

【令和 5 年 4 月】 変更なし

【令和 6 年 4 月】 変更なし

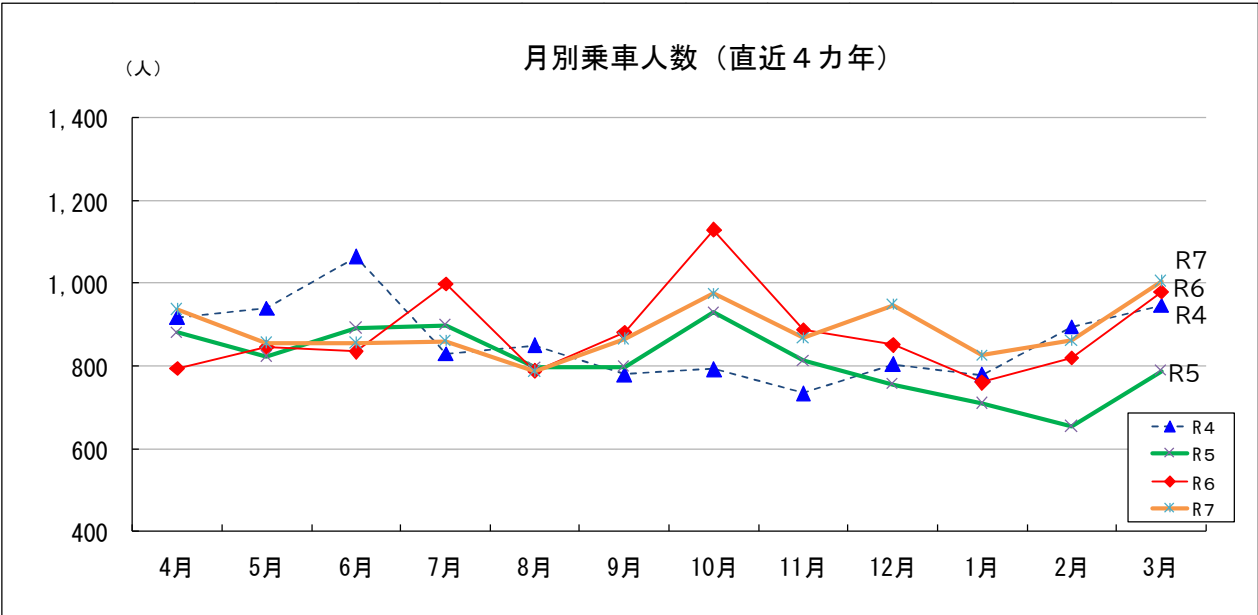
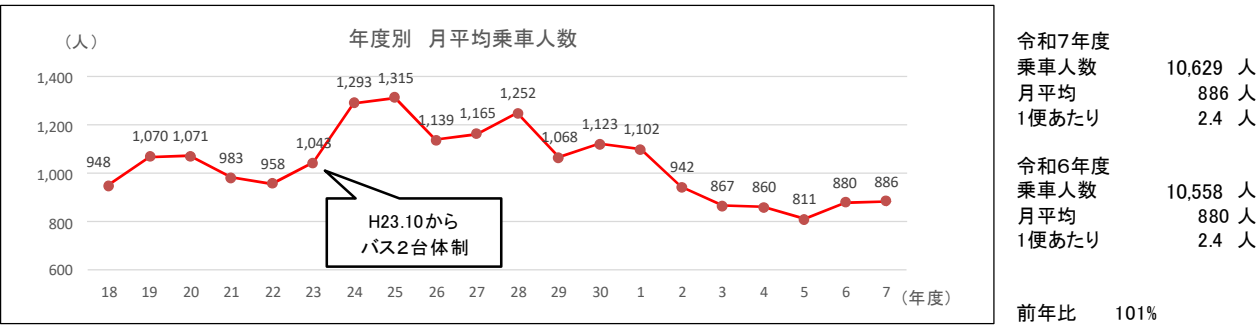
【令和 7 年 4 月】 変更なし

3 運行実績・経費

(1) 運行実績

令和7年度南箕輪村巡回バス乗車状況(概要)

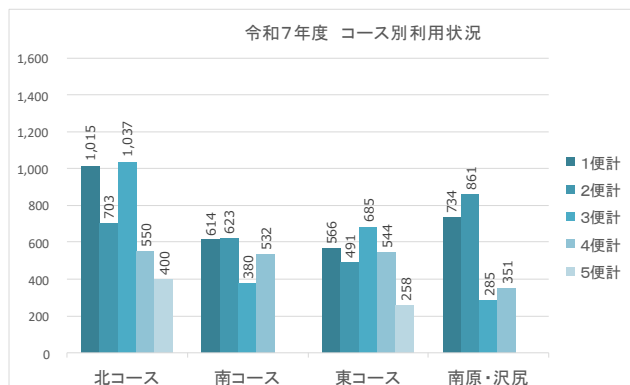
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
第1便	260	241	225	223	211	245	290	244	287	225	238	240	2,929
第2便	249	234	226	212	204	208	231	243	208	189	203	271	2,678
第3便	219	170	188	210	183	184	216	178	206	190	189	254	2,387
第4便	153	158	158	151	128	166	160	140	202	180	195	186	1,977
第5便	55	52	58	63	60	61	77	61	43	40	35	53	658
合計(人)	936	855	855	859	786	864	974	866	946	824	860	1,004	10,629
運行日(日)	21	20	21	22	20	20	22	18	21	19	18	21	243
運行日平均(人)	45	43	41	39	39	43	44	48	45	43	48	48	44



コース別利用状況

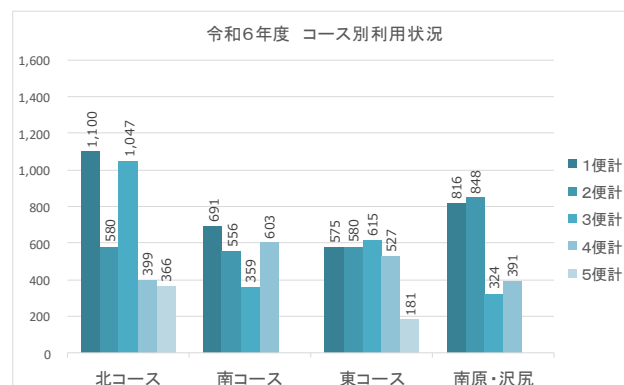
令和7年度

	1便計	2便計	3便計	4便計	5便計	総計	(前年比)
北コース	1,015	703	1,037	550	400	3,705	106.1%
南コース	614	623	380	532	—	2,149	97.3%
東コース	566	491	685	544	258	2,544	102.7%
南原・沢尻	734	861	285	351	—	2,231	93.8%
計	2,929	2,678	2,387	1,977	658	10,629	100.7%



令和6年度

	1便計	2便計	3便計	4便計	5便計	総計
北コース	1,100	580	1,047	399	366	3,492
南コース	691	556	359	603	—	2,209
東コース	575	580	615	527	181	2,478
南原・沢尻	816	848	324	391	—	2,379
計	3,182	2,564	2,345	1,920	547	10,558



(2) 運行経費

○運行については伊那バス（株）に委託し、経常損失を村が負担します。

○令和7年度決算状況（令和6年10月～令和7年9月）

経常収益 915 千円（前年比 19 千円減）

経常費用 43,820 千円（前年比 381 千円増）

経常損益（村委託料） △42,904 千円（前年比 399 千円増）

ただし、特別交付税として経常損失が補てんされます（令和7年度は74.5%）。伊那市からの負担金（御園地区通行に伴う負担分約287千円）や、バス停広告収入（33千円）を入れて、村の実質負担額については、約10,776千円となります。

○過去3年の状況

（単位：千円）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	979	934	915
経常費用	38,870	43,439	43,820
経常損益	△37,891	△42,505	△42,904
収支率	2.5%	2.2%	2.1%

4 令和8年度事業費（予算額）

まっくんバス委託料 29,800 千円

5 利用促進について

（1）令和7年度の利用促進について

①高齢者（75 歳以上）の運賃無料化と利用者カードの配布

②乗継券の発行

伊那本線に乗り継ぐ場合には、乗継券（最大 200 円割引、当日限り有効）を発行しています。

伊那地域定住自立圏構想における行政区域間縦断路線「伊那本線」について

1 路線概要

伊那市、箕輪町及び南箕輪村が連携して定住自立圏を形成するにあたり、相互の結びつき及びネットワークを強化するとともに、中心市としての都市機能を高めるため、バス路線 2 路線の運行を開始

名称	伊那本線（行政区域間縦断路線）
運行開始日	平成 29 年 4 月 1 日
運行内容	月～金：上り下り各 7 便 土日祝：上り下り各 3 便 ※平成 30 年 4 月改正（現行） 平成 29 年度運行当初：月～金：上り下り各 9 便
運賃	区間制 150 円～350 円
事業費 （令和 7 年度実績）	運行委託料：33,606 千円/年 時刻表作成料：なし （3 市町村で走行距離按分、時刻表は人口割） ・伊那市 18,056 千円 ・箕輪町 8,915 千円 ・南箕輪村 6,734 千円（特別交付税措置） 特別交付税 5,387 千円（措置率 80.0%） 一般財源 1,347 千円

※ 運行内容の詳細は、別添「定住自立圏バス路線図」をご参照ください。

※ 定住自立圏について

地方圏への人口定住を促進するため、総務省が促進する施策。人口が 5 万人程度以上で、昼間の人口が夜間を上回る都市が「中心市」となり、「近隣市町村」と連携・協力して、医療・福祉や公共交通、人材育成など人口定住に必要な生活機能の確保を図ります。取り組みには国からの財政措置があり、南箕輪村の場合は近隣市町村として関連事業費 1,800 万円まで特別交付税で措置されます。

2 利用促進の取組み（令和 7 年度実績【3 市町村共通】）

① 他のバス路線との乗継券（最大 200 円割引、当日限り有効）の発行

② 広報番組等での P R

・各市町村公式ホームページ、ケーブルテレビ番組、有線放送 等

3 利用実績

伊那地域定住自立圏 伊那本線 実績 R8.3月

1 月別集計

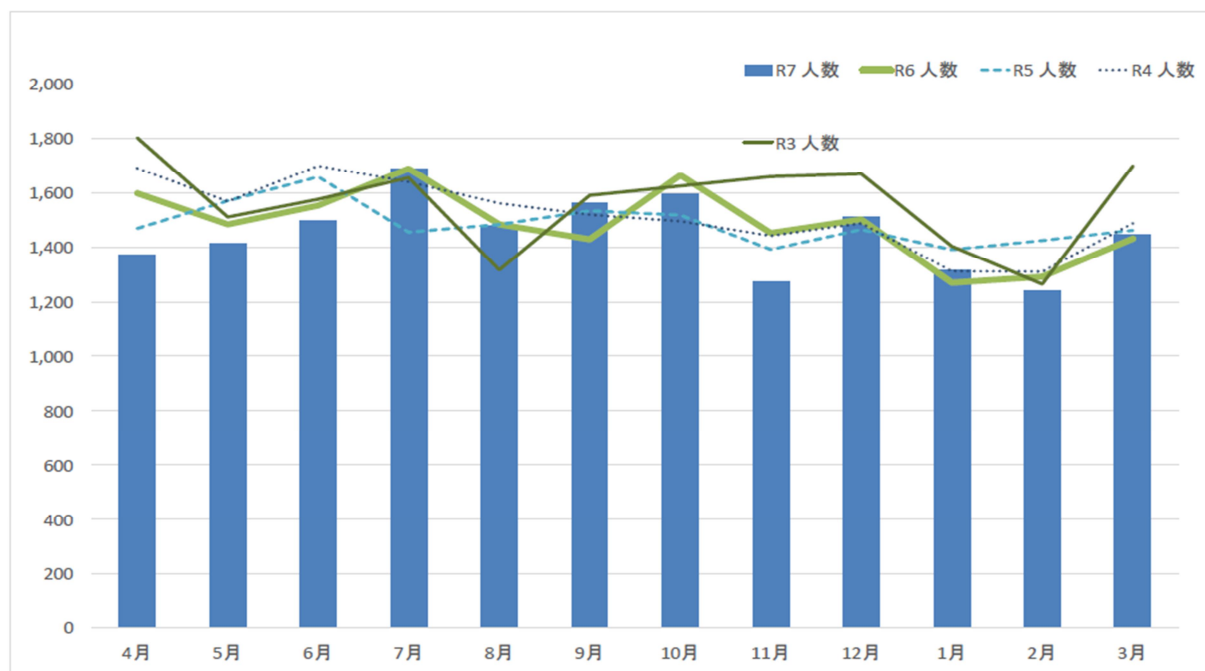
(便数) 348 346 348 362 322 324 362 324 354 340 312 354 4,096

元目除く

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
R7	人数	1,372	1,410	1,496	1,689	1,478	1,560	1,592	1,274	1,509	1,316	1,240	1,446	17,382
	1運行当り	7.89	8.15	8.60	9.33	9.18	9.63	8.80	7.86	8.53	7.74	7.29	8.17	8.49
R6	人数	1,598	1,483	1,553	1,688	1,483	1,429	1,664	1,451	1,502	1,269	1,291	1,431	17,842
	1運行当り	9.18	8.38	9.14	9.33	9.21	8.61	9.19	8.54	8.68	7.34	8.28	8.27	8.68
R5	人数	1,468	1,570	1,658	1,455	1,483	1,533	1,517	1,391	1,464	1,390	1,424	1,461	17,814
	1運行当り	8.62	8.82	9.31	8.41	8.78	9.02	8.57	8.18	8.61	8.37	7.76	8.45	8.57
R4	人数	1,690	1,568	1,699	1,639	1,561	1,519	1,495	1,441	1,487	1,311	1,310	1,487	18,207
	1運行当り	10.00	9.28	8.01	9.47	9.02	8.94	8.64	8.23	8.40	7.76	7.76	8.22	8.64
R3	人数	1,801	1,511	1,576	1,655	1,315	1,590	1,625	1,659	1,669	1,403	1,265	1,699	18,768
	1運行当り	10.35	9.16	8.85	9.57	7.78	9.35	9.18	9.76	9.43	8.45	8.11	9.39	9.13

※1運行当り…「1運行＝1往復」として算出（国庫補助と同様の指標）

※昨年度1運行当りも、今年度と同期間の値を使用



伊那市地域公共交通協議会の運行路線「西箕輪線」について

1 路線概要

伊那市地域公共交通協議会の運行路線「西箕輪線」は、伊那支援学校への通学や村内から伊那市への直通便として利用されるなど、生活路線として重要な役割を担っています。

名称	西箕輪線
主体	伊那市地域公共交通協議会 (運行は伊那バス㈱に委託)
運行内容	平日 13 便、土曜日 7 便、日・祝祭日 5 便
運賃	・ 大人 150 円～距離に応じて増加 (上限 310 円) ・ 子ども 半額
事業費 (令和 7 年度実績)	運行経費：37,240 千円、運賃収入：7,640 千円 差引運行委託料：29,599 千円 うち南箕輪村負担分 6,506 千円 (21.9%、距離按分) 特別交付税 4,846 千円 (措置率 74.5%) 一般財源 1,660 千円

2 これまでの経過

平成 30 年度までは伊那バス㈱の独自路線として運行し、本村及び伊那市で運行補助をしてきましたが、赤字が続いているとして同年度に伊那バス㈱から本村及び伊那市へ改めて支援要請がありました。

同年度の村地域公共交通会議に諮り、運行の継続を前提に運行日や運行本数の見直しを含めて伊那市及び伊那バス㈱と協議することとしました。

3 協議の結果

- (1) 伊那市地域公共交通協議会が運行する路線として西箕輪線を存続させる。
- (2) 南箕輪村は、村内運行分 (3 km) について伊那市地域公共交通協議会へ負担金を支払う。
- (3) 経費を削減するため、運行本数の見直しを行う。

(見直し内容)

土曜日に運行している 11 便について、利用が少ない 4 便の運行を取りやめる。

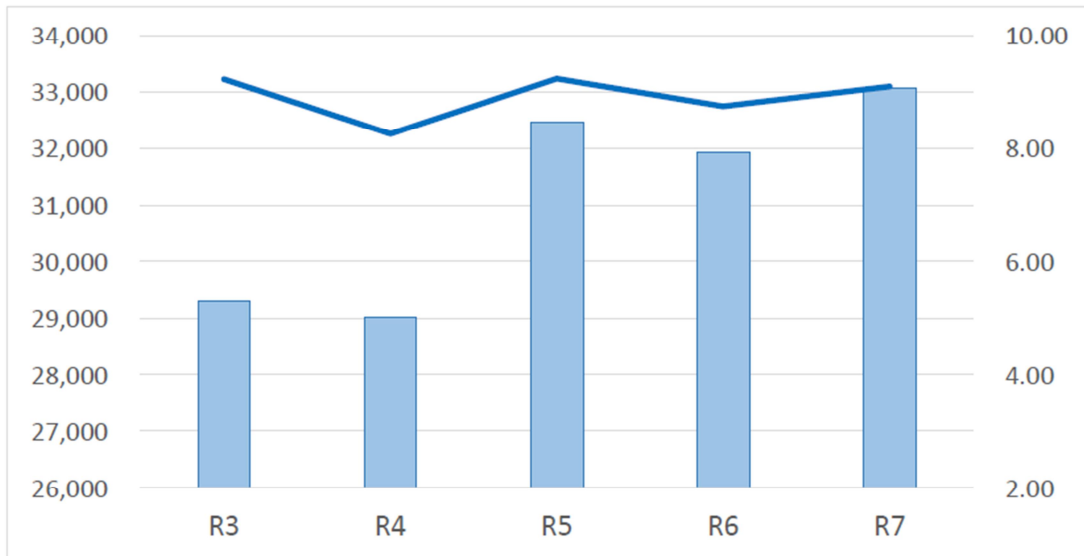
現状の全 29 便のうちの 4 便の削減となり、これにより平日 13 便、土曜日 7 便日祝祭日 5 便の運行となる。

4 令和7年度の利用実績 33,055 人

●西箕輪線（R1から協議会が運行）

	R3	R4	R5	R6	R7
利用者数 (棒グラフ)	29,301	29,011	32,451	31,928	33,055
1 運行当たり人数 (折線グラフ)	9.22	8.25	9.23	8.74	9.09

※参考値：H30の利用者数…37,527人（1運行当たり9.77人）



伊那市地域公共交通協議会運行のデマンドタクシー 「ぐるっとタクシー」について

1 概要

伊那市公共交通協議会で運行している配車に AI（人工知能）を活用した乗合タクシー「ぐるっとタクシー」について、令和3年11月から南箕輪村の南部小学校通学区（沢尻区・南原区・神子柴区の一部）が運行エリアに加わりました。

（利用可能エリア）

南箕輪村南部小学校通学区エリアを追加した、「竜西・西箕輪エリア」内の移動及び「伊那市街地エリア」との移動が可能です。

名称	ぐるっとタクシー
主体	伊那市地域公共交通協議会 （運行は伊那タクシー㈱と㈲白川タクシーに委託）
利用対象者	南部小学校通学区※（沢尻区・南原区・神子柴区の一部）に住む ・65歳以上の方 ・運転免許返納者（65歳未満の方も利用可能） ・障がい者（65歳未満の方も利用可能） ・特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方（65歳未満の方も利用可能） ・持病により運転ができないなど、移動が困難な事情がある方（65歳未満の方も利用可能）
運行日・時間	平日（土日祝日は運休） 午前9時から午後3時まで
利用金額	1人1回500円、運転免許返納者・障がい者 250円 インターネットから予約した場合 300円
利用方法	事前に利用登録のうえ、電話かインターネットで予約申込をします。
事業費 （令和7年度実績）	南箕輪村負担分 2,361千円（登録者数按分） 特別交付税 1,888千円（措置率80%） 一般財源 472千円

2 運行エリア図



■運行実績・経費

(1) 利用登録者数 (R8. 3. 31 現在) ... 81 人

(2) R7 利用状況

実利用者数 (A)	利用回数 (B)	利用頻度 (B/A)
18 人	353 回	19.6 回

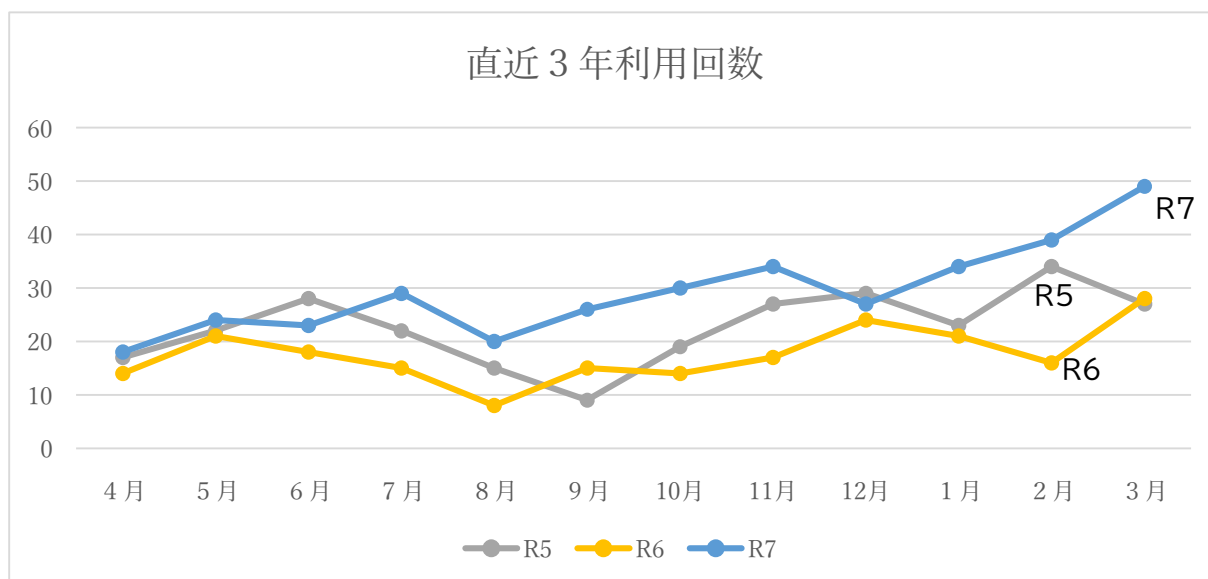
(3) 運行実績

ぐるっとタクシー利用状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
利用回数	18	24	23	29	20	26	30	34	27	34	39	49	353
利用人数	15	16	16	16	14	20	24	21	21	22	24	32	241
運行日	21	20	21	22	20	20	22	17	21	19	18	21	242
運行日平均 (回)	0.9	1.2	1.1	1.3	1.0	1.3	1.4	2	1.3	1.8	2.2	2.3	1.5

(4) 直近 3 年利用回数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
R5	17	22	28	22	15	9	19	27	29	23	34	27	272
R6	14	21	18	15	8	15	14	17	24	21	16	28	211
R7	18	24	23	29	20	26	30	34	27	34	39	49	353



令和7年度 南箕輪村地域公共交通協議会 事業報告

1 南箕輪村地域公共交通協議会の開催

(1) 第1回南箕輪村地域公共交通協議会(R7.6.13 書面開催)

(協議事項)

- ①令和6年度事業報告及び決算報告について
- ②令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について

令和7年度南箕輪村地域公共交通協議会決算書

収入合計	1,428
支出合計	0
差引残高	1,428

収入の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	説 明
負 担 金	0	0	0	
補 助 金	0	0	0	
繰 越 金	968	968	0	前年度繰越金
雑 収 入	0	460	460	預金利息
合 計	968	1,428	460	

支出の部

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	増 減	説 明
委 託 料	0	0	0	
返 還 金	0	0	0	
手 数 料	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
合 計	0	0	0	

監査の結果、帳簿・証拠書類等適切に処理されていることを認めます。

令和 8年 6月 11日

監事 南箕輪村福祉課長

山崎



監事 南箕輪村社会福祉協議会事務局長

城取晴美



まっくんバスの運行見直しに関するこれまでの経過

年 度	月	村・地域公共交通協議会・交通会議	議 会
令和 5 年度		基礎調査の実施	
令和 6 年度		南箕輪村地域公共交通計画の策定	計画案説明
令和 7 年度		計画に基づき、まっくんバスのルート・運賃等の検討	
	1 月		通学通院支援バス運行計画説明
	2 月		特別委員会設置
	3 月		特別委員会中間報告 新年度予算の一部を減額
令和 8 年度	4 月	通学通院支援バス運行開始 地域公共交通計画見直しについて提示	
	5 月		東海村視察
	6 月		特別委員会中間報告 補正予算可決（減額予算復活）

1 南箕輪村地域公共交通計画

(1) 南箕輪村地域公共交通基礎調査（令和 5 年度）

調査結果では、まっくんバスが収支率、利用率とも著しく低調で、現行の運行形態が限界であることが浮き彫りになりました。

地域公共交通協議会 第 2 回（令和 5 年 12 月 19 日）

第 3 回（令和 6 年 3 月 22 日）

(2) 南箕輪村地域公共交通計画（令和 6 年度）

① 計画案の検討

地域公共交通協議会 第 1 回（令和 6 年 5 月 20 日）

第 2 回（令和 6 年 11 月 20 日）

第 3 回（令和 7 年 1 月 28 日）

第 4 回（令和 7 年 3 月 19 日）

② パブリックコメント実施 令和 7 年 1 月 30 日～2 月 28 日

③ 計画策定 令和 7 年 3 月

2 まっくんバスの運行見直し

(1) 見直し案の検討

① ルート検討

地域公共交通会議 第 2 回（令和 7 年 10 月 16 日）

第 3 回（令和 7 年 12 月 10 日） ルート承認

② 住民説明会（令和 8 年 9 月 19 日）参加者なし

③ 運賃検討

地域公共交通会議 運賃分科会 第1回（令和7年12月10日）

第2回（令和8年1月14日）運賃承認

(2) 広報

① バス停と車内への掲示（12月中旬から）

4月から昼間の運行がなくなることをお知らせしました。

② 伊那支援学校・高校進学時説明会（2月13・20日）

伊那支援学校保護者、南箕輪中学3年生保護者に向けた説明会を実施しました。

③ 広報紙

3月号への掲載及び時刻表の挟込みを行いました。

3 南箕輪村議会からの指摘事項

(1) 議会への説明状況及び指摘

議会全員協議会	令和6年12月	地域公共交通計画素々案提示 通学通院支援バス概要説明
	令和8年1月	通学通院支援バス運行計画報告
臨時議会	令和8年2月	まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会設置
定例会	令和8年3月	まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会中間報告（別紙） ～指摘事項の概要～ （地域公共交通計画について） ・旧ルートの評価・検討を行っておらず、廃止前提で新ルートの協議を行っている ・実際の利用者が協議メンバーに含まれておらず、委員による乗車しての調査も行われていない ・アンケートの自由意見では「利用しやすい方法を求める声」が多く寄せられていたにも関わらず、その声が計画に反映されていない ・サービス向上を含めた総合的な改善・充実と地域輸送資源の組み合わせの検討が不十分。計画策定の目的が補助金申請に偏っている。 ・実効性のある評価指標に基づくPDCAサイクルが欠如しており、村の実情にあった計画となっていない （新ルート・代替措置について） ・新ルートにより空白となる区域への対応としてタクシー利用助成券を拡充したことは一定程度評価できるが、まっくんバス利用者の移動手段の補完には不十分 ・協議会内でタクシー利用助成券について「利用率が半分あればよい」との発言があったが、だれもが利用しやすい

		い仕組みの構築と、さらなる拡充の検討が必要 ・ぐるっとタクシーについては、エリアが限定されており、村内他地域との格差・タクシー利用助成券との重複が問題、利用率も低調。 ・福祉移送サービスは利用者が限られるが、評価できる施策 (今後のあり方について) ・移動を担保する手段である公共交通の価値について、地域公共交通会議においてステークホルダーによる深い議論が必要 ・地域公共交通は、村民誰もが利用しやすい環境を、自治体と住民が作り上げていく交通施策であることが必要 ・まっくんバス利用者の利便性に重点を置いたルート確保、運行時間等の検討、使用車両の規模を含めたコミュニティバスのあり方、ぐるっとタクシーの継続についても再度検討することを強く望む 令和8年度一般会計予算を一部修正可決 ・まっくんバス運行业務委託料について、1年間の委託料2,980万円を4か月分の993万円に減額修正 ・タクシー利用料金助成事業の精算管理システム導入費及びシステム利用料について、計上した320万円を全額削除
	令和8年6月	まっくんバス運行等公共交通の見直しに関する調査特別委員会中間報告（別紙2） ～指摘事項の概要～ （まっくんバス新ルート運行の評価） ・現状の需要に合わせた運行時間や最短ルートの再検討が必要 ・ある程度の利用が見込めるものと評価 ・乗車状況の精査と、運行時間やルートの柔軟な変更が必要 （地域公共交通先進地研修視察の報告） ・茨城県東海村での公共交通の取組について研修視察 ・東海村地域公共交通計画は外部コンサルタントを利用せず、村民目線に立って協議会委員と職員が主体となって策定している。 ・路線バスとデマンドタクシー「あいのりくん」が主な公共交通を担っており、AI配車システムを導入したデマンドタクシーは、安価で利用できるため需要が伸びすぎた面があるが、住民の利便性の高い移動手段として村全体をカバーし、広く活用されている。

		(南箕輪村全体の公共交通の現状と対策) ・現在、村の公共交通は特定の対象者限定、地域限定であったり、朝夕のみの運行であるなど、村全体を見渡して、多くの村民に等しく行き届いた移動手段が不足している。 ・先進地事例から、「路線バス」と「デマンドタクシー等」の組合せが効果を発揮しており、村においても利用者の目的に合わせて柔軟に移動できる小回りの利く移動施策の導入が急務である。 (総括) 地域公共交通協議会等においては、南箕輪村地域公共交通計画の見直しと、まっくんバス運行継続の是非や近隣自治体との連携も含めた公共交通のあり方を、令和8年度中に協議されたい。施策の実現には財政措置が伴うため、利便性の向上だけでなくコスト面とのバランスも十分に考慮する必要がある。また、実施に当たっては運行事業者との丁寧な交渉も不可欠である。 令和8年度一般会計補正予算案可決 ・まっくんバス運行業務委託料を当初予算額まで増額とする補正予算を可決
--	--	---

(2)中間報告を受けての村の対応及び今後の方向性

令和8年4月に「南箕輪村地域公共交通計画の見直しについて」として議会全員協議会へ対応方針を説明しました。内容は以下のとおりです。

- ・まっくんバスのルートは、南箕輪村公共交通計画に基づくものであるため、南箕輪村地域公共交通計画の見直しが必要
- ・計画の見直しについては、地域公共交通協議会において協議します。
- ・地域公共交通協議会の委員には議員を加え、その他構成員については、議会の意見を聞きながら決定します。
- ・計画の見直しは、令和8年度中に実施するものとします。また、当該見直しに伴い、バス等の運行内容の変更が必要となる場合は、令和9年度中にその内容について検討を行い、令和10年4月からの運行を目指します。

また、6月の中間報告では、公共交通のあり方の再検討を協議するよう求められています。

これらのことから、本年度の地域公共交通会議及び地域公共交通協議会においては、地域公共交通計画の見直し・まっくんバス運行内容の軽微な変更の検討を行っていきます。

南箕輪村まっくんバス乗員調査表

資料 87

令和8年4月分

北原 — 北殿駅 — 伊那弥生ヶ丘高校線 土・日・祝日運休 ◇：北殿駅発着便

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
◇ 7:00	0	0	0			0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		0	0		0	
7:35	7	5	4			7	4	10	12	15			7	10	13	10	8			10	14	13	14	11				9	7	10	200
16:35	3	7	2			2	1	6	7	2			3	3	5	7	5			5	3	8	6	5				4	4	4	92
◇ 18:00	0	0	0			0	0	1	0	0	0		0	0	0	0	1			0	1	0	0	0	0			1	2	0	6
◇ 18:50	0	0	0			0	0	0	0	0	0		1	0	0	0	1			0	0	0	0	0	0			0	0	2	4
小計	10	12	6			9	5	17	19	17			11	13	18	17	15			15	18	21	20	16				14	13	16	302
																		運行日平均 14.4人										一便平均 2.9人			

☆：伊那バスターミナル発着便
土・日・祝日運休

[illegible]

北殿—伊那支援学校線

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計	
7:52	4	7	3	/	4	/	2	7	8	11	/	/	13	11	13	13	13	/	/	4	13	13	13	13	/	/	/	1	4	/	15	/
15:55	0	0	1	/	0	/	2	2	3	4	/	/	5	3	5	6	4	/	/	0	6	8	7	5	/	/	/	0	0	/	6	/
小計	4	7	4	/	4	/	4	9	11	15	/	/	18	14	18	19	17	/	/	4	19	21	20	18	/	/	/	1	4	/	21	/
																			運行日平均 12.0人										一便平均 6.0人			

合 計

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計								
計	15	19	13			13	9	29	30	35			31	29	39	39	37			22	41	49	45	36			19	19		46	615								
運日数																21日		運日平均																29.3人		一便平均		2.4人	

南箕輪村まっくんバス人員調査表

令和8年5月分

北原 - 北殿駅 - 伊那弥生ヶ丘高校線														土・日・祝日運休														◇：北殿駅発着便													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計									
◇ 7:00	0						0	0				0	0	0	0	0		0	0	0	0	0			0	0	0	0	0												
7:35	9						12	7			11	10	10	9	7			7	12	12	10	9			10	8	9	8	9				169								
16:35	5						7	5			4	4	5	7	7			1	6	5	5	5			3	4	3	4	2				82								
◇ 18:00	0						0	0			0	0	1	0	0			0	0	0	0	0			0	0	0	2	0				3								
◇ 18:50	0						2	0			1	0	0	1	0			0	0	0	1	1			1	0	1	0	0				8								
小計	14						21	12			16	14	16	17	14			8	18	17	16	15			14	12	13	14	11				262								
運行日平均 14.6人																																→便平均 2.9人									

南原-伊那バスターミナル-北殿駅線										土・日・祝日運休										☆：伊那バスターミナル発着便																	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計					
☆ 6:53	0						0	0				0	0	0	0	0		0	0	0	0	1			0	0	0	0				1					
7:13	2						0	0			0	1	1	1	0			0	0	0	2	2			0	0	0	0	0			9					
16:40	2						0	5			0	1	2	1	0			0	0	0	1	0			0	0	1	1	1			15					
☆ 17:35	0						0	1			0	0	0	0	0			0	1	0	0	0			1	0	0	0	0			3					
☆ 18:15	0						0	0			0	0	0	0	0			0	0	1	2	1			0	0	0	0	0			4					
小計	4						0	6			0	2	3	2	0			0	1	1	5	4			1	0	1	1	1			32					
運行日平均																							1.8人					→便平均					0.4人				

北殿一伊那支援学校線																															土・日・祝日運休										運行日平均 13.4人										一便平均 6.7人									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計																												
7:52	8						8	12			8	7	7	9	5				8	11	0	11	8			9	10	8	10	8			147																											
15:55	4						7	4			6	6	6	9	2				8	1	0	6	4			8	7	8	8	0			94																											
小計	12						15	16			14	13	13	18	7			16	12	0	17	12			17	17	16	18	8			241																												

合 計		土・日・祝日運休																								運休日数		18日		運休日平均		29.7人		→便平均		2.5人	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計				
計	30							36	34			30	29	32	37	21			24	31	18	38	31			32	29	30	33	20			535				

停留所/便名	1便		2便
	7:00	0	7:35
北原		0	7:35
北原公民館	7:00	0	7:35
春日街道久保	7:02	0	7:37
大泉公園	7:04	0	7:39
大泉	7:05	0	7:40
大泉東	7:06	0	7:41
西北殿	7:07	0	7:42
中部保育園前	7:08	0	7:43
北殿公民館	7:08	0	7:43
北殿	7:09	0	7:44
北殿駅	7:12	0	7:47
北殿駅			
北殿			
北殿公民館			
中部保育園前			
西北殿			
大泉東			
大泉			
水上			
大芝区入口			
高根			
大芝神社前			
大芝公民館前			
大芝東			
福祉ゾーン入口			
堀田内科クリニック前			
春日街道田畑			
春日街道神子柴			
南信病院入口			
伊那中央病院			
春日街道中央病院西			
上伊那農業高校			
高尾町			
伊那北駅西			
伊那北			
伊那弥生ヶ丘高校前			

停留所/便名	1便		2便	3便
	16:35	2.3		
伊那弥生ヶ丘高校前	16:35	2.3		
伊那北駅	16:41	2.3		
伊那北駅西	16:41	2.3		
高尾町	16:42	2.4		
上伊那農業高校	16:47	2.8		
春日街道中央病院西	16:48	2.8		
南信病院入口	16:49	2.8		
春日街道神子柴	16:50	2.8		
春日街道田畑	16:51	2.8		
高原医院前	16:52	1.9		
福祉ゾーン入口	16:53	3.5		
大芝東	16:54	3.5		
大芝公民館前	16:55	3.5		
大芝神社前	16:56	3.9		
高根	16:57	3.9		
大芝区入口	16:58	3.9		
水上	16:59	3.9		
大泉	17:00	3.7		
大泉東	17:01	2.8		
西北殿	17:02	2.7		
中部保育園前	17:03	2.6		
北殿公民館	17:03	2.3		
北殿	17:04	2.1		
北殿駅	17:07	0.6		
北殿駅	17:20	0.9	18:00	0.3 18:50
北殿	17:21	0.9	18:01	0.3 18:51
北殿公民館	17:22	0.9	18:02	0.3 18:52
中部保育園前	17:22	0.8	18:02	0.3 18:52
西北殿	17:23	0.8	18:03	0.3 18:53
大泉東	17:24	0.8	18:04	0.1 18:54
大泉	17:25	0.8	18:05	0.1 18:55
大泉公園	17:26	0.2	18:06	0 18:56
春日街道久保	17:28	0.2	18:08	0 18:58
北原公民館	17:29	0.2	18:09	0 18:59
北原	17:32	0	18:12	0 19:02

支援学校線 朝

停留所/便名	1便
ベルシャインニシザワ前	7:52 0
中河原	7:55 2.4
北殿駅	8:00 5.5
北殿	8:01 7
南殿	8:02 7
泉橋	8:03 9.8
南田橋	8:03 10.6
泉の森	8:04 10.6
越場橋南	8:05 10.6
大泉南	8:06 10.6
堀田内科クリニック	8:08 10.6
春日街道田畑	8:08 10.6
春日街道神子柴	8:09 10.6
南信病院入口	8:10 10.3
伊那中央病院	8:13 7.6
伊那インター前	8:17 7.6
大学前	8:18 7.6
大学寮前	8:19 7.6
県立南信工科短大	8:25 6.4
伊那支援学校	8:32 0

夕

停留所/便名	1便
県立南信工科短大	15:55 0.2
伊那支援学校	16:00 4.4
大芝神社前	16:04 4
高根	16:05 4
大芝区入口	16:06 4
水上	16:07 3.6
大泉	16:08 3.6
大泉東	16:09 3.6
西北殿	16:10 3.6
中部保育園前	16:11 3.6
北殿公民館	16:11 2.8
北殿	16:12 2.2
北殿駅	16:15 1.6
中河原	16:16 1.6
ベルシャインニシザワ前	16:21 0

南原一北殿駅線 朝

停留所/便名	1便		2便
南原コミュニティセンター	6:53	0	7:13
南原東	6:54	0	7:14
恩徳寺南	6:55	0	7:15
沢尻南	6:56	0	7:16
伊那バスターミナル	7:02	0	7:25
伊那北			
神子柴			
神子柴北			
田畑			
泉橋			
南殿			
北殿			
北殿駅			7:44
			0

夕

停留所/便名	1便		2便		3便
北殿駅	16:40	0.2			
北殿	16:41	0.2			
南殿	16:42	0.2			
泉橋	16:43	0.2			
田畑	16:45	0.2			
神子柴北	16:46	0.2			
神子柴	16:46	0.2			
伊那北	16:51	0.3			
伊那バスターミナル	17:00	1	17:35	0.4	18:15
沢尻南	17:05	0.8	17:40	0.4	18:20
恩徳寺南	17:06	0.8	17:41	0.4	18:21
南原東	17:07	0.8	17:42	0.3	18:22
南原コミュニティセンター	17:09	0	17:44	0	18:24
					0

【事業概要】

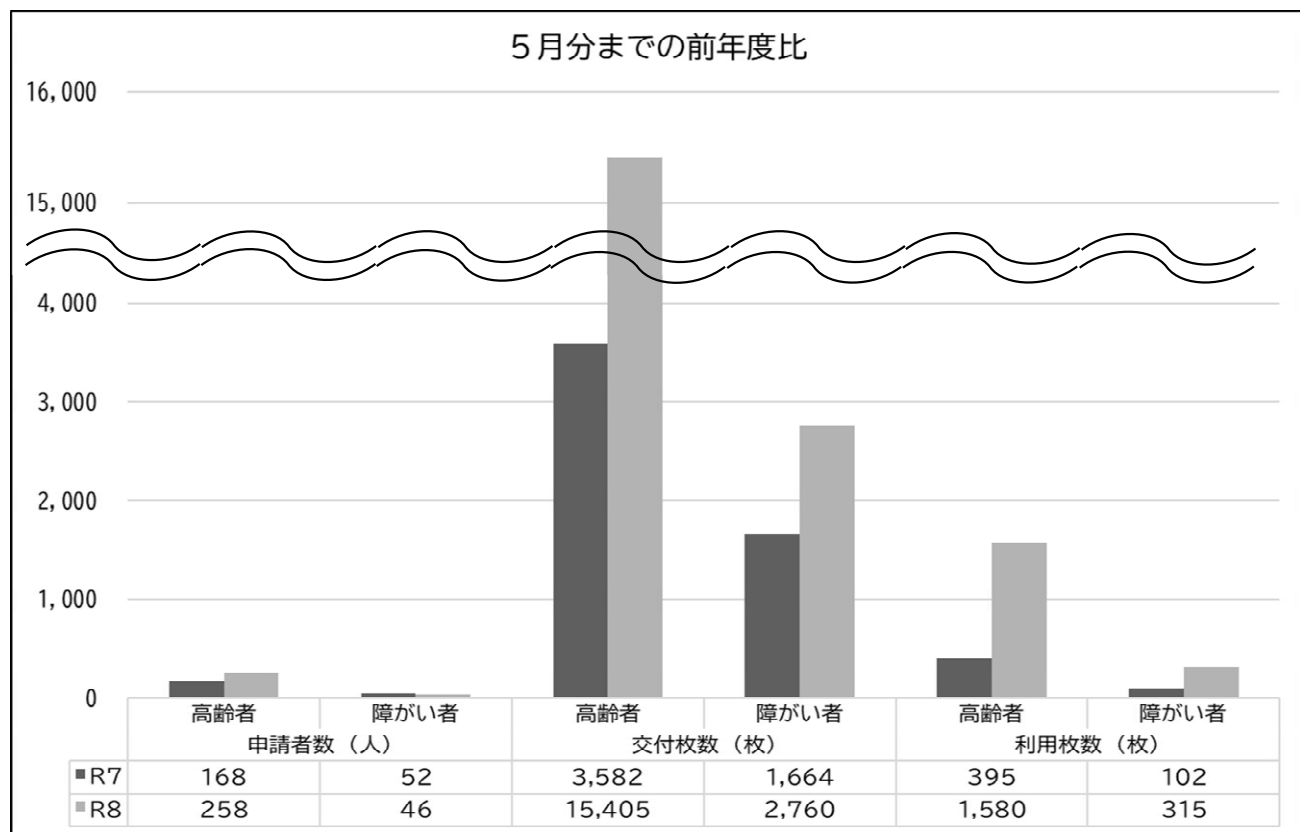
村内に居住する高齢者・障がい者等に対し、移動支援施策としてタクシー利用料金の一部を助成するタクシー券（1枚500円）を交付する事業。
令和8年度からは、村内巡回バスに代わる日中の足の確保のため、交付対象者、交付枚数等を拡充して事業実施。対象者、交付枚数は下表のとおり。

旧（令和7年度まで）		現行（令和8年度より）	
対象者	交付枚数	対象者	交付枚数
1 75歳以上で自身による交通手段のない方 ○ 同一敷地内に免許証の交付を受けている親族等の有無で交付枚数に違いあり	親族有 32枚 親族無 6枚	1 <u>70歳以上</u> で自身による交通手段のない方 ○ 同一敷地内に免許証の交付を受けている親族等の有無を問わない	60枚
2 身体障害者手帳の交付を受け、次の障がい に該当の方 （自動車税、軽自動車税の減免を受けている者を除く） ○ 視覚障害及び肢体不自由 1・2級 ○ 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸の機能障害 1級	32枚	2 身体障害者手帳等の交付を受け、次の障がい に該当の方 で自身による交通手段のない方 ○ <u>身体障害者手帳等級3級以上</u> の方	60枚
3 療育手帳の交付を受け、A1・A2に該当する方		○ 療育手帳の交付を受け、A1・A2・ <u>B1・B2</u> に該当する方	
4 精神障害者保健福祉手帳 1・2級に該当する方		○ 精神障害者保健福祉手帳 1・2・ <u>3級</u> に該当する方	
		3 <u>介護保険法による要介護、要支援の認定を受け、自身による交通手段のない方</u>	60枚
		4 <u>特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受け、自身による交通手段のない方</u>	60枚
		5 <u>妊産婦</u>	20枚
		6 その他、病気、けが等でやむを得ない場合で、村長が必要と認めた方	必要と認める枚数
1回に利用可能な枚数		1回に利用可能な枚数	
2枚		3枚	

本年度4・5月の利用状況について

【申請等の状況】

	高齢者	障がい者
対象者	約40%増（約870人増）	—（要件の都合上明確に算出なし）
申請者	53%増（90人増）	11%減（6人減）
交付枚数	330%増（11,823枚増）	65%増（1,096枚増）
利用枚数	300%増（1,185枚増）	208%増（213枚増）
利用率	1.5ポイント増	6ポイント増



【現状分析】

○対象者の拡大（75歳以上→70歳以上）や、最大交付枚数の増（32枚→60枚）等により、申請者や交付枚数、利用枚数が昨年同時期に比べ増加。

○高齢者の申請増について

・「まっくんバスがなくなったから」「運転免許を返納したから」等による75歳以上の申請が特に増えた。

○障がい者の申請について

微減となっている要因と思われるものは以下のとおり。

・対象者を拡大したことに伴い「自身による交通手段のない方」を要件に加えたこと。
・70歳以上の方は高齢者の区分に振り分けたこと。

令和8年度 高齢者等タクシー利用料金助成券利用状況

	申請者数 (人)			交付枚数 (枚)			利用枚数 (枚)			利用率		
	高齢者	障がい者	計	高齢者	障がい者	計	高齢者	障がい者	計	高齢者	障がい者	計
4月	243	46	289	14,580	2,760	17,340	743	127	870	5.10%	4.60%	5.02%
5月	15	0	15	825	0	825	837	188	1,025	10.26%	11.41%	10.43%
合計	258	46	304	15,405	2,760	18,165	1,580	315	1,895	10.26%	11.41%	10.43%

※高齢者、障がい者のみの数値

令和7年度 高齢者等タクシー利用料金助成券利用状況

	申請者数 (人)			交付枚数 (枚)			利用枚数 (枚)			利用率		
	高齢者	障がい者	計	高齢者	障がい者	計	高齢者	障がい者	計	高齢者	障がい者	計
4月	166	48	214	3,518	1,536	5,054	226	49	275	6.42%	3.19%	5.44%
5月	2	4	6	64	128	192	169	53	222	11.03%	6.13%	9.47%
合計	168	52	220	3,582	1,664	5,246	395	102	497	8.75%	4.72%	7.50%
年間計	196	65	261	3,880	1,836	5,716	1,648	640	2,288	42.47%	34.86%	40.03%

令和8年度南箕輪村地域公共交通協議会事業計画(案)

1 南箕輪村地域公共交通協議会の開催

地域公共交通協議会の開催予定	(参考：交通会議開催予定)
(1) 第1回南箕輪村地域公共交通協議会 (R8.6.23 役場講堂) (協議事項) ① 令和7年度事業報告及び決算報告について ② 令和8年度事業計画(案)及び予算(案)について	・第1回地域公共交通会議 (協議事項) ・令和7年度事業報告 ・通学通院支援バス運行に係る経過説明及び運行状況等について
(2) 第2回南箕輪村地域公共交通協議会 (R8.8月頃) (協議予定事項) ① 地域公共交通計画の見直し箇所について	・第2回地域公共交通会議 (協議予定事項) ・まっくんバスの運行経路見直し 箇所検討・見直し案検討
(3) 第3回南箕輪村地域公共交通協議会 (R8.11月頃) (協議予定事項) ① 見直しの内容について	・第3回地域公共交通会議 (協議予定事項) ・運行見直し案検討
(4) 第4回南箕輪村地域公共交通協議会 (R9.1月頃) (協議予定事項) ① 修正案の提示・検討	・第4回地域公共交通会議 (協議予定事項) ・運行見直し案検討
(5) 第5回南箕輪村地域公共交通協議会 (R9.3月頃) (協議予定事項) ① 修正案の検討	

資料11

令和8年度南箕輪村地域公共交通協議会事業予算(案)

収入の部

(単位：円)

科 目	新年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
負 担 金	0	0	0	
補 助 金	0	0	0	
繰 越 金	1,428	968	460	前年度繰越金
雑 収 入	0	0	0	
合 計	1,428	968	460	

支出の部

(単位：円)

科 目	新年度 予算額	前年度 予算額	増 減	説 明
委 託 料	0	0	0	
返 還 金	0	0	0	
手 数 料	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
合 計	0	0	0	